予防接種のお知らせ

■問い合わせ
本庁健康増進課予防接種係（☎34-2905）、
各総合支所健康（市民）福祉グループ

小児のインフルエンザ予防接種費用を助成します

市は、小児インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。対象者には、９月下旬にはがきで通知しています。接種を希望する人は、内容をよく読みご理解の上、指定医療機関で接種を受けてください。

■対象　市内に住所を有する、平成 26 年４月２日～31 年４月１日生まれの小児

■期間　10 月１日㈭～ 12 月 28 日㈪

■実施医療機関　通知はがきに一覧を記載

■助成額　１回目の接種費用のうち、1,500 円を助成
※医療機関の接種費用から助成額を差し引いた額が自己負担となります。２回目の助成はありません

■医療機関に持参するもの　通知はがき（助成券）、自己負担金、母子健康手帳

■その他　生活保護世帯の人は、１、２回目共に全額無料

高齢者のインフルエンザ予防接種費用助成の開始時期を早めます

市は、高齢者インフルエンザ予防接種の費用を助成します。本年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、助成開始時期を 11 月から 10 月中旬に早めます。対象者には、10 月中旬にはがきで通知します。接種を希望する人は、内容をよく読みご理解の上、指定医療機関で接種を受けてください。

■対象者　①接種当日に 65 歳上の人　②接種当日に 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の病気、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有するため、身体障害者手帳１級の交付を受けている人

■期間　はがきが届いた日～ 12 月 28 日㈪　※接種可能日は医療機関によって異なります。通知はがきに記載の指定医療機関に直接お問い合わせください。指定医療機関以外で接種を希望する人はお問い合わせください

■持ち物　通知はがき（接種券）、身分証明書（健康保険証など）、自己負担金（必要な人）

■自己負担金　1,800 円（生活保護世帯と２年度市民税非課税世帯の人は無料）　※対象者で接種当日に 65 歳（②は 60 歳）になっていない人は、全額自己負担となります

■減免申請　東日本大震災およびその余震で、住宅が全半壊、全半焼した人などは、申請することで自己負担金が無料になる場合があります（一部損壊は対象外）。対象となる人は、接種前に各地域の窓口で手続きをしてください

異なるワクチン間の接種間隔が変更になりました

これまで異なる種類のワクチンを接種する際、接種してから次のワクチンを接種するまでに一定の間隔を空ける必要がありましたが、10 月１日から一部緩和され次のとおりとなりました。ただし、これまでどおり特に医師が認めた場合は同時接種できます。

同じ種類のワクチンの接種間隔（変更ありません）

同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、これまでどおり定められた接種間隔を守ってください。
例：「Ｂ型肝炎」の１回目と２回目の間を 27 日以上空ける

異なる種類のワクチンの接種間隔

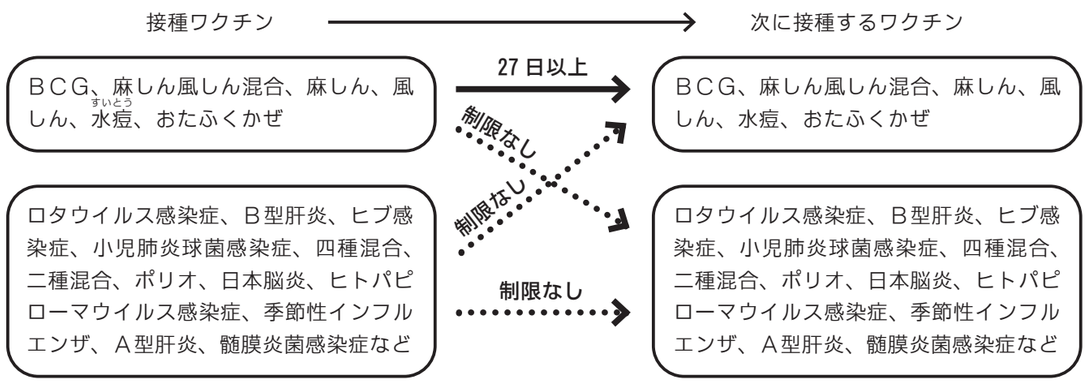

例：「麻しん風しん混合」の次に「水痘」を接種する場合は、27 日以上間隔を空ける

新型コロナウイルス感染症関係の情報

掲載している情報は今後変わる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください

市民の皆さんへ

これまでも感染対策の徹底をお願いしていますが、改めて、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、３密の回避など「新しい生活様式」の実践をお願いします。

また、感染症患者を特定し、本人やその家族、勤務先などに対し、誹謗中傷する行為は決して許されるものではありません。このような行為は厳に慎み、当事者の立場になって考え、思いやりのある対応をお願いします。

医療関係者をはじめ、生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さんに、感謝と思いやりの気持ちを持つようお願いします。

市民の皆さんの安全・安心を確保するため、ご協力をお願いします。

感染拡大を防ぎましょう

■「新しい生活様式」の実践例

①一人一人の基本的感染対策
・人との間隔は、できるだけ２m（最低１m）空ける
・外出時は、症状がなくてもマスクを着用する
・手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に

②日常生活を営む上での基本的生活様式
・まめに手洗い、手指消毒
・「３密」の回避（密集、密接、密閉）
・毎朝の体温測定、健康チェック（風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養）

③日常生活の場面別の生活様式
・買い物は１人または少人数で空いた時間に
・混雑時の公共交通機関や公園利用は避ける
・出前やデリバリーの利用を

④働き方の新しいスタイル
・テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進
・会議はオンライン

症状に応じてご相談ください

■発熱やだるさを感じ、受診を希望する場合は、次のいずれかへ連絡
①かかりつけ医
②帰国者・接触者相談センター
（☎ 019-651-3175、全日、24 時間）
③奥州保健所
（☎ 22-2831、平日、午前８時半～午後５時）
症状に応じて、発熱外来診療所、帰国者・接触者外来または一般医療機関につなぎます。

■次の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ連絡
・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
・高齢者や基礎疾患を持っている人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある
・上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が４日以上続く

【妊婦】念のため、早めに相談してください。
【子どもの保護者】帰国者・接触者相談センターか、かかりつけの小児医療機関に電話で相談してください。

○帰国者・接触者相談センター（☎ 019-651-3175、FAX 019-626-0837、全日、24 時間）

■症状がない場合の全般的な相談
○一般相談窓口（☎ 019-629-6085、FAX 019-626-0837、全日、午前９時～午後９時）

■外国人向け相談窓口
○いわて外国人県民相談・支援センター（県国際交流協会内、☎ 019-654-8900、毎日、9:00 ～ 20:00、✉ iwate-support-center@iwate-ia.or.jp）

※秋冬のインフルエンザの流行に備えた発熱症状の相談、診療・検査体制は現在国・県で検討中です。体制が整い次第、お知らせします

自分や大切な人を守るスマホアプリ

厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ、ＣＯＣＯＡは、陽性者であることを登録した陽性者と、過去 14 日間におおむね１m以内で 15 分以上接近した可能性がある場合に通知を受けることができます。通知後に自分の症状を選択すると、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。地域と社会を守るため、アプリをインストールしましょう。

アプリのインストールや詳しい情報はこちらから

赤ちゃん応援特別定額給付金

２年４月 28 日から３年４月１日までの間に生まれた子ども１人につき 10 万円を給付します。９月 30 日までに子どもが生まれた対象者には 10 月上旬に通知書を発送しますので、12 月 28 日までに申請してください。10 月１日以降に子どもが生まれた対象者は、出生手続きの際に申請してください。

■問い合わせ　子育て世代包括支援センター（本庁こども家庭課内、☎ 34-1585）